

はじめに

産業廃棄物処理税導入以前の産業廃棄物対策は、排出事業者の処理責任を前提として、排出事業者に発生抑制等の目標数値を設定させる自主的な手法や、特定の品目についてリサイクルを義務付ける規制的な手法、また、補助金をはじめとした経済的助成手法などを中心に進められていたが、平成12（2000）年度末における県内の最終処分場の残余年数が残り4年半とひっ迫した状況になるなど、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル強化対策が喫緊の課題であった。

こうしたことから、平成13（2001）年度に当税制懇話会を設置し様々な観点から議論を行い、それまでの対策に加えて、環境に直接負荷をかけている排出事業者に経済的負担（＝税）を課することで、排出事業者が税率相当分をコストの増大と捉えコストダウンに取り組むことがすなわち最終処分量の減少につながることで、新たな税の導入により事業者や県民の議論が喚起され、環境問題の当事者として現状を見直すことで発生抑制の意識啓発に効果が期待できることなどから、平成15（2003）年に産業廃棄物処理税を導入した。

導入から15年が経過し、平成19（2007）年度と24（2012）年度の2度の見直しと同様に、産業廃棄物処理税の必要性や税制度としての適正性、用途事業の方向性等について検討を行い、このたび報告書をまとめたところであるが、「そもそもなぜ税を選択したのか」という議論から、原点に立ち戻り検討することができた。

この報告を契機として、県民の皆様には、この税は排出事業者が環境に負荷をかけているために負担している税金であることを改めて認識していただくとともに、環境保全や環境税制の問題を排出事業者だけでなく、自らの問題としてもとらえていただければ幸いである。

その結果、環境負荷の減少につながるライフスタイルや企業活動の変革が進み、次世代が安心して暮らすことができる循環型社会が構築されていくことを切に期待する。